討論

布川 弘

それでは早速議論に入りたいと思いますが、大体3点ほどにちょっと議論をまとめさせていただいてから、それぞれの論点で議論を展開させていただこうと思います。まず第1点めは、水羽先生の方で非常にクリアにまとめていただきましたが、この本の何を軸にして東アジアの政治史を考えるかというのを、行政組織というのをまず軸にして考えると、有馬先生が明確にしてくださいましたが、その場合に責任内閣制、または中国の官制改革の問題が大きく関わっておりまして、本の中では議会制の導入よりもむしろ中国の場合は官僚制を転換するということが、非常に大きな努力がいったのではないかということが前提になっているのですが、そういうような立憲制の捉え方、伝統的な支配体制との関わりというか、その前提には法治主義という問題も含まれてくるとは思いますが、そういう捉え方で良いかどうかということが第1点です。

第2点は、金子さんの方から指摘された時期区分の問題ですが、色んな要素が入ってくると思いますが、有馬先生もおっしゃられておりましたが、立憲国家への始動ということなのですが、実際にはいつまでで終わるのか、どの程度の展望を持っているのかということですね、この辺の時期区分をどう見直したらよいのかというのは、非常に大きな問題で、ひとつの論点になるかと思います。

それから最後はやはり、有馬先生のほうから、中国のナショナリズムと一口でいうのだけれども非常に多様なものがある、行政制度を作るということから、あるいはある種の共産党的なものまで、まあ色んなものが多様にあるんだけれども、それと日本の政治勢力というのがあって、それと関連しながら日本の政治勢力も多様な形で展開していくという、その問題を曽田先生が特に時期を絞られてですね、「臨時約法」を含むこととの関わりで、非常にクリアに補足して頂いたというか、具体的に説明していただいたと思います。大体このような論点になると思いますが、それは違うと言われましても、それを受ける余裕がありませんので、強引にそのような論点で進めさせてさせていただこうかと思います。第1点めの立憲制のとらえ方ということに関してから議論を進めたいと思いますが、何かございませんでしょうか。

先ほど申し上げましたが、録音をさせて頂いておりますから、大変恐れ入りますが発言されると きは所属とお名前を言っていただきたいと思います、よろしくお願いいたします。

まあ、ああ言った議論につきましては、今回報告して頂いた方々、あるいはコメントして頂いた方々を含めて、まあ曽田先生も非常に斬新なとらえ方ということで、特に異論というのはないですけれども、何かちょっと違う見方が出来るのではないかということがあれば……。

ないようなので、では僕から一つ。まあ大体その点は僕自身もあっと思わされたことなのですが、ちょっと気になった点は、君主制か共和制かに関わらず、という表現をされているところが結構あって、ただし非常に抽象的な理解で申し訳ないのですが、責任内閣制というのを導入した時

に、どうやって国家意思を統一していくのかという問題があると思いますが、その時にどういう国体を取るのかということが非常に大きな問題で、あるいは主権のあり方ですかね、どういうふうにそれを弁証するのかということが問題になると思います。したがって君主制か共和制かということは極めて非常に大きな問題なのではないかと思うのですが、それで先ほどの小林さんの報告の中で、「臨時約法」自体は、当時の中国の現実政治の中で、果たしてどれだけ実行力があったのかということはもちろん問題なのですが、共和制を採用したことの意味合いというのは、やはり僕はその意味合いは非常に重いと思います。その点についてはどのようにお考えでしょうか。

曾田三郎

私はそのような議論のつもりで準備をしていないので、お答えしにくいのですが、おそらくこの意味合いをどう考えていくのかということについては、私のように批判的にこれまでの中国近代史研究を見てきた側と、日本近代史研究者の間で生じてくる違いなのかなと思います。これまでの中国近代史研究の側からすれば、いま布川さんが指摘したような点においてこそ、辛亥革命を評価してきたわけですね。だから、中国において共和制が導入されることの思想的な日本へのインパクト、これこそを懸念したのだという議論がけっこうあったわけです。ただし、そこのところを主に中国近代史研究の側が重視してきたが故に、表現が適切かどうか分からないのだけれども、その問題以上に重要なことがあるのではないのかと。いままでの辛亥革命史観を変えたかったが故に、そのような表現を使っているということなのです。

布川 弘

まあ帝国憲法の場合は主権の所在が明確ではないわけですよね。それで、先生がこの中でお書きになっている、例えば穂積的な解釈もあれば、或いは有賀的な、美濃部的な解釈もあると幅を持たせていて、ある種幅を持たせているところが、帝国憲法らしいところで、逆にそのことが今度は立憲制度の不安定さということにもある種繋がっているところがあって、結構日本史ではそのことが議論されているのではないかな、と思います。まあ、少し余計なことを申しましたが……誰か他に何かありませんか。

布川 弘

国際的契機の問題は、清朝の憲法調査というのは日露戦争を契機にして始まっているという区分けがあるのですが、今の3点の論点に全部関わってくるのと思うのですけれども、特に辛亥革命以降の政治の過程において、第一次世界大戦はどうかかわってくるのか、ということだと思いますが、その点について……。

曽田三郎

第一次世界大戦の影響というのはなかなか難しい問題ですけれども、日本との関わりという点では、今も私が少しふれましたように、戦争そのものよりは、むしろその過程において生じた、袁世凱の帝制復活問題をめぐる日本の対応が、特に注目されるべきではないかと思います。私が報告をした袁世凱大総統の下で「臨時約法」、やがては「新約法」による立憲政治を定着させていこう、それを定着させたうえで対中国政策を進めようとしていた、そのような動きが、第一次世界大戦期に大きく変わっていく。そのような点、立憲制ということとの関わりでは、私はそのような点に注目しています。戦争そのものの問題というよりはですね。

布川 弘

他の方で何かありませんでしょうか。

金子 肇

今の第一次世界大戦とかの問題とかかわってくるのですが、袁世凱がなぜ帝制復活を推進しなければならなかったのかという時にですね、第一次世界大戦によって外国から借款を受ける可能性が絶たれ財政的に苦しい、しかし権力を強化しなければならないから、というような説明が概説的にはなされるんですが、楊度らの籌安会が帝制運動を進める時に各省の行政長官や軍事長官たちがこぞって賛成の電文を寄せるんですよ。その時に何を言うかというと、第一次世界大戦が始まって非常に困難な時期に、やはり権力を集中・統一しなければならない、そのためには君主制が適合している、日本の天皇を中心とした政治体制はなかなかすごいものがある、というような議論をするんですね。

権力を集中するため君主制にならなきゃいけないんだけれども、しかし帝制を進めるときの根本的な発想というのは、楊度が言っていることですが、必ず君主立憲制でなければならない、帝制でも立憲制でなければならないというものなのですね。権力を集中しなければならないという点において、先ほど布川先生がおっしゃられたように共和制か君主制かというより、やはり問題はどのような立憲制の在り方が当時の中国にとって国内を一つにまとめられるのかという点にあったように思います。そこでは、もちろん袁世凱という具体的人物をイメージして議論はされているのですが、今述べたようなところに第一次世界大戦という国際情勢のなかで帝制が提起される側面があるのだろうし、君主制というのを立憲制との関わりでもって見直さなければならないという議論も出てくるのだと思うんですね。

曽田三郎

もしその問題で議論ができるとするのであれば、付け加えて議論の対象にしていただきたいのは、なぜそこで日本は率先して帝制反対の名乗りをあげたのか、嫌がっているイギリスをなぜ巻き込んでいったのか、そういう問題もこういう場であれば議論をしていただきたい。

金子 肇

最初は日本側も賛成という傾向が……。

曽田三郎

そうです。だからそれで袁世凱が走っていくのですね、大隈がかまわないというようなことをいうのですね。走り出していって、これから元に戻った場合は、大総統として威厳がなくなって

しまうという段階で、関与してくるのですね。それは意図してやったのか、ちょうど大隈が外相を兼任しているところから石井に代わる場面で、それが出てくるのです。それはその結果なのか、意図したのか、という問題ですね。

布川 弘

ちょっと議論が日本史の側に投げ返されているような感じですが……。

石田雅春

広島大学の石田と申しますが、議論の流れから少しずれるかもしれませんが、素朴な疑問を少しお伺いしたいと思って、手を挙げさせていただきました。で、布川先生がご指定された1番と3番の問題に関わってくる問題じゃないかと思いますが、前回の書評会に出て、そのあと飲み会なんかで話した時に、少し疑問に思っているのが、確かに官僚制の重視というのはよく分かるのですが、戦前期における官僚制において、一番大きなウエイトを占めるのが、軍制だと思うんですよね、この軍制を抜きにしてその国政だとか、憲政というものを論じていいのかなというのが、漠然と感じているものになります。

以前、国民国家論が十年位前に非常に取りあげられたときにも、わりと軍隊の問題、軍制の問題というのが議論されなかったことを少し不満に思っておりまして、と言いますのも、ヨーロッパで国民国家というものが一番大きく広がった期間というのが、フランス革命の後、ナポレオンが国民軍を編制し、それによって諸外国の軍隊を破っていったことを受けて、(各国では)軍制改革が行われ、近代化が図られていくという歴史があって、それを踏まえて日本も最初はフランス型を導入して、(途中でドイツ型に変えますが)強い軍隊を作っていくということを前提に国づくりを進めていました。

こうして考えた場合、中国もやはりどう軍事力を持つのかというのが、日本の軍事指導者とか政治指導者にとっては大きな問題であると思いますが、その点が前回の話においても今回の話でもやや少し、官僚制は分かるのですが、その上でどういう軍制を作るのかというのが抜けていると思いますので、その点について見通しとか教えていただければと思います。

もう1点が、ナショナリズムの問題で、先ほどから少し漠然と考えている問題で、やはり日露戦争を契機に日本は、国民国家として成立して、ナショナリズムとして一体感を持っていたというのはみなさんが主張されることで、この点は私も間違いないと思いますが、戦争によって国家意識が高まったというふうな言い方を大体皆さんなされるんですね。

それに対して、私は教育史が専門で、特に地方の村民なんかの資料を最近は見ることが多いのですが、どうも大正期に真面目に地方を変えようだとか、地域を支えようとした人々というのは、日露戦争に従軍した経験を踏まえて、地域の要求をリードしたりだとか、教育に熱心に取り組んでいて、模範的な子どもに育てようだとかいう意見を出しているような印象を持っています。日本の場合、それ(日露戦争の戦争経験のこと)があるから、大正期や昭和初期に、ある一定のイメージの元で、みんなが模範的な国民像を共有していったと思うんですね。

それに対して中国はおそらくこの時点ではその段階になかったんではないか、それが逆に言う と百家争鳴というか、いまいちまとまりに欠くような状態にずっとあったのかなと漠然と思って いまして、そういった点で、戦争経験というのも少し日本と中国ではこの時点で差が大きかったのかなと思いますが、以前、笹川さんの徴兵制の話の本を読ませて頂いた時も、やはりそのように感じましたので、中国という国は日中戦争を踏まえないと、本当の意味で全国では戦争経験を共有できなかったのではないかなと思いまして、そういった点で、少し犠牲の意味での戦争というもの、或いは国民意識への影響というのを少し考えなければならないのかな、というふうに最近は思います。

布川 弘

袁世凱の帝制を日本はなぜ支持したのかという話からはちょっとずれてしまいますが、最初の 軍政についてなのですが、官僚機構を論じる場合は軍政はどうしても不可欠ではないかというこ とですが、曽田先生の本の中でという意味でしょうか。

石田雅春

ないものねだりになってしまいますけれども、やはり限定して立憲制だけでやってもいいのかなと思うのですね、官僚制を論じる場合には。今は日本は平和国家なので国家を意識することはあまりないと思いますが、やはり軍事力のインパクトというのはやはり相当、ある程度は想定しておかなければならないのかなとおもいますけれども、戦前の状況を考えるとしたら。

小野寺史郎

京都大学の小野寺です。先ほどの話と関連して、軍制との関連で本日曽田先生のご本に書かれている内容で一番絡んでいるのは、省の都督の問題だと思います。ちょっと時代的には先生が書かれている時期より後になると思いますが、1910年代末から20年代頭にかけてくらいですけれども、ようするに省の長官が軍事長官と民政の長官と、都督と省長と2人おりまして、それが統合を阻害している原因だということで、要するに省の都督をなくそうという議論ですとか、聯省自治やそういった話の中で出てくるということはあると思うんですよ。例えばそういう地方の軍事力というような話に関する議論というのが、例えばこの1913年頃までの話の中に出てくるかというような形でちょっとお伺いしたい部分があるのですが、いかがでしょうか。

曽田三郎

清末から議論は出ているのですね。いま小野寺さんが言った兼任、肩書、兼職といった形で制度 化されている、地方の長官たちの軍事権限というものを回収していく、そういう議論は出てくるの ですね。それで、回収をして陸軍部、あるいは日本の参謀本部みたいなものを作っていこうとする のですね。当然それは辛亥革命によって潰えてしまうのですけれども。その後の議論から言うと、 その当時はやった言葉で軍民分治、軍事と行政を分けるということです。一体化しているから、地 方の長官が行政長官であると同時に軍事長官であり、その状態が固定されてしまうので、軍区と行 政区を分けて、長官を別々にしようという議論が出てきます。これも始動の状態が長く続くので すね。私は、それ以上は知識がなくて、議論あるいは制度設計はあるのだけれども、憲政の問題と 同じように定着化していかないという、それが現実だろうと思いますね。

それでこの問題との関連では、むしろ重要なのは今の石田さんの後の問題かなと思うのです。 ナショナリズム、国民的な意思の発露というような見方でいいのかなと思うのですけれど、それが 制度を通して表明されていくというのが、立憲制のあり方であろうと思うのですね。そういう点で結局この制度化がいかに進んでいくのか、いかないのかというのが、ナショナリズムという観点から言っても、重要だと思います。ただし、それをいま石田君が言った言葉に引っかかって言うと、その段階に到達しなかったから、制度を通じた国民意思の反映が出来なかったということなのか、段階の問題ではないのかという、この議論は金子さんが言った中国社会論と制度という、この関係にもつながると思います。私の研究は、日本の明治憲政を一つの選択モデルとして、それを現実にどのように適用していくのかという分析視角ですから、どうしても制度論の方に傾いていきます。けれども別の考え方をすれば、如何にそのような制度設計をして定着させようとしても、それが根付くような社会がないのだという考え方も、議論の可能性としてはあるわけです。それは私の及ぶ範囲ではないので、金子さんか誰かを指名したいと思いますが……。

布川 弘

笹川先生はどうお考えでしょうか。

笹川裕史

埼玉大学の笹川です。何だか無理やり発言をさせられるような感じですけれども、実は同じ質問を曽田先生にぶつけようと思って今考えたのですが、曽田先生がこの辺の問題をどう考えておられるかですね、要するに憲政の導入を受け止める社会的な土壌のようなものが、中国にどう存在するのかという根本的な問題なのですね、それは段階論なのか類型論なのか、社会の類型としてそういう性格があるのかといった問いかけの中で出てきたわけですけれども、こういう議論は少し間違うと根拠のない空中戦みたいになりがちなので、こういうふうに改めて問い返してみようと思いますけれども、明治の学者たち、あるいは知識人たちが、中国をどう見ていたかという議論の中に――まあここで曽田先生の議論は制度論に焦点が当てられているわけですけれども――そういう憲政を受け止める土壌があるかないかというようなところで議論しているような人たちはいなかったのか、要するに明治の知識人や政治家が、中国社会というのをどう見ていたのかというような、憲政との関わりでですね、そういう形で議論があるのであれば、そのあたりのことを紹介してほしいということですね。

曽田先生のご本はとても慎重に書かれていて、明治の知識人たちの議論というのが、やはり自分たちの経験に基づいた形で中国をみていると。しかし、それに当てはまらないような中国社会というのがあるんだというようなことを匂わすような、筆の運びなんですよね。具体的に出てくるのは、中国は日本に比べて広大な面積を持っている、あるいは地方の多様性が日本なんかと比較にならないような条件を持っているなどの、そういうレベルとは違った形でですね、そもそも中国の国民性だとか、あるいは社会関係の作り方だとか、日本とは異質な要素を持っている国なんだというようなことを前提とした形で議論している明治の知識人はいなかったのかなど、もし分かるようであれば、教えてほしいと思います。

曽田三郎

何だかボールが行ったり来たりしているようですね。雑駁な国民性論は、当時からいろいろあったと思います。ただ今の立憲制が定着するかしないかという観点から言った時に、これは恐らく

今でも中国社会論という観点から言えば、議論があるのではないかと思うのですけれども、一つの中国社会観というのは、非常に団体性の強い、例えば今日の小林さんの話の中にも出てきたと思うのですけれども、元々自治制があるのだと、こういう中国社会論、制度化はされていないのだけれども、事実上は自治状態があるのだという、こういう社会論と、一方では、握った時にこぼれ落ちてしまう砂の社会論ですね、これがある。では、この両方をどう考えるのかというのは延々の議論になると思うのだけれども、さしあたって、私が研究対象としているこの時代において、どちらが比較的優勢な考え方だったのかというと、やはり事実上の自治論、団体性の強い中国社会論、こちらの方が恐らく明治の知識人にとっては常識ではなかったかなと思うのですね。

だから今日の小林さんの中にあったように、例えばロシアの立憲制の導入問題とけっこう比較した議論がされてくるわけです。そうしますと、特に大隈などは楽天的なのです。清国は上手くいきます、なぜならば歴史がそうだから、というような議論をしていく。社会論からのアプローチまではいかないのだけれども、有賀の場合でみると、ある程度の現実理解というのか、例えば、明治の立憲制をそのまま中国に当てはめるわけにはいかないのだという、そういう現実認識に基づいていたという点では、少しはちがうところがあると思うわけです。社会論から関連付けてというところでは、恐らく当時の明治の知識人の大半からいうならば、「砂」論的な発想ではなかったのだと。逆に言うと、ある程度、定着可能性論が多かったのではないかと思います。

笹川裕史

今のお話でよく分かりました。なぜ中国社会論を前提としたような議論が出てこないかというと、そこに問題がないと考えられていたわけですね。団体性が強い、日本と同じような社会なんだと。したがって日本と同じような制度を導入すれば、それは大きいとか小さいはあるにしても、同じような効果を発揮しうるんだというのが、前提だったんだと思います。だからその社会論が表面にはでてこないという、そういうことだったんだろうなというふうに、今の先生のご発言を受けて理解ができました。それを踏まえた上で、やっぱりこれは通らないといけない問題なんだと思うんですね、当時の明治の知識人がどう捉えていたのかというところから離れて、今の我々がこの時代の中国社会、あるいは憲政の導入の試行錯誤を考えるときに、改めて論点の中に組み入れていくべき問題だと思うんですね。

なぜそれを言うかというと、先ほど話題になっていた始動期ということなんですよ。これは確かに始動期です。しかし、始動して軌道に乗った時期があったのかというと、やっぱり無かったのではないですかね。確かに「臨時約法」というのは法統だとか護法だとか、運動として、象徴としてとらえられるけれども、実際に生きた法制度として生きて機能していく時間というのは、ほとんど持たなかったわけですね。ここで出てくる明治の憲政にしてもそうですが、これが生きて機能したときにはどんな姿になるのか、当然そうなると制度のあれこれの制定過程、立案過程だけじゃなくて、やはり出来上がった制度がどう運用されていくかということが見えてくるわけですね。そして、その中で日本と中国との違いというのがきっと浮かび上がってくるはずですね。おそらく、もし導入されていたら、多分実態と制度との乖離という、どこの社会でもあるような問題が、中国社会の場合はずっと大きくなるはずですね。その辺のところが少し出てこないし、現実に

はそこまではいかなかったという、そういう歴史を全体としてどう考えればよいのかということ はあると思うんですね。逆にいうと、それをどう考えるかによって、少し僭越な言い方になります けれども、曽田先生の仕事の重みが変わってくるんだろうと思います。

曽田三郎

ここのところは、今日の布川さんの最後の趣旨説明の新しい歴史学の方法に立つという話と関係があって、今日までのような時期区分的な歴史学、これは王道といえば王道なのですね、それぞれの時期を全体の中に位置づけていく、それは確かに求められることなのだけれども、先ほど報告をしたこともそうだし、この本もそうなのですけれども、主な関心というのは、ある時期を設定して、そこの歴史を横断をさせた時に、中国史という枠で研究しているやり方では見えてこないものが見えてくるのではないか、というのがそもそもの考え方なのですね。だから、書名はけっこう苦労したのです。始動とはついているのですけれども、時期区分的な発想が頭にあったわけではありません。この本の意義を知ってもらうために、最初に全体のことは書きましたけれども、金子さんが扱う憲政史というような形で段階的に追って行って、それぞれの段階の意味づけをする、というのが私の目指していることではなくて、日本史でいうと明治の末と大正の初めという時期を横に切った時に、どういう歴史像が出てくるのかというのが、そもそもの関心なので、後の時期のことまで何か言えといわれても、困ります(笑)。

有馬 学

今の中国社会論について、ここまで来ると私が言うべきことはないですけれども、戦前の日本人 の中国社会イメージといいますか、政治的な中国社会イメージというと、自治能力があるというこ とは、もう片方では、地方分権的なイメージとも結びつく議論であって、そこから逆に言うと、統 一国家としてのイメージを描かない方が良い、中国はそうなると思わない方が良いという立場も 出てくるわけですね。それで、少し興味があったのは、そういうイメージというのは、例えば、杉 山茂丸なんかは、中国と戦争はしてはいけないんだと大正期に言っているわけですね。なぜいけ ないかというと、絶対に勝てないからだと、日本は首都東京がつぶれたらそれで負けてしまうの だけど、中国にはそういう中心はないのであって、それこそヒドラをちょんぎったら部分が勝手 に生きていくようになっている社会なんだと、そういう国を相手に戦争をして、勝てる訳がない んだということを言っています。で、これを第二次大戦後の価値観からみて持ち上げる人もいて、 それは僕はちょっと問題だと思いますけれども、ただ、そういうイメージというのは、彼らが非常 に伝統的な中国社会の社会論として持っているイメージなのか、それとも、わりと新しい同時代的 な中国の在り方というものを見て作ったイメージなのかというのは、一応ちゃんと考えた方が良 いんじゃないかと思うわけですね。だから、そういう意味でいうと、自治能力があるということ と、統一国家、或いは単一性といいますか、それは直接結びつく問題では多分無いだろうというふ うに思います。

丸田孝志

広島大学の丸田です。今の有馬先生のお話などでも、我々もよく混乱するようなところがある のですが、統一国家としての力はないけれども、社会に自治力があって、社会が強いんだというふ うに理解するのか、そうではなくて、実は結局、東京がやられても、首都がやられても、もともと バラバラであるから、結局それが「自治能力」という意味での評価をうけるだけのことなのか。社 会の自治能力を上にどんどん重ねていって、最終的に国家まで結びつけるだけの社会の基礎力の 強さがあるのか、というような形で考えると、中国社会の「自治能力」というのは、その意味合い が異なるように思います。よく言われるのが場にまとまるか、人にまとまるかという、その性格 との違いであるというふうに考えた方がいいのかもしれないと思います。結局下がバラバラだから、上がやられても別にそのままバラバラなのであって、それは別の話になると、バラバラな砂と いうようなことにも近い議論にもなってしまいかねないと。ただ、それは単なる砂であって、何の 凝集力もないというような話だと、何も説明できない。それは日本とかヨーロッパの社会の統合 の仕方からみようとするから分からないのだけれども、違う形で中国の人間のまとまり、社会のまとまりがあるんだというふうにみないといけない、という話なんだろうと思います。

布川 弘

あの、少し整理させてください。先ほど笹川さんの提起で、中国社会論から制度的なナショナリズムを受け入れる受け皿の問題ですよね。で、国民形成の受け皿というのがどうなのかというところで、社会論でずっと話が展開をしてきたのですが、曽田先生のご著書の意図としては、そういう時期区分の段階ではなくて、むしろ輪切りにして清末民国初期の日本との関係、そう言ったところで、現実的に中国の制度に影響を与えた日本の憲政の議論というところに議論が絞られてきていますので、中国社会論を展開する部分ももちろんあるのですが、今度は本の御趣旨に沿って話を戻しまして、今のような輪切りにした場合の話、これは第3の論点に関わってくるのですが、有賀を頂点にして、中国の憲政の制度に日本がどういうふうに影響を与えたのかというのは、非常に話が出てくると思いますが、逆にそれが日本にどう跳ね返ってきたのかというところがどうなのかということが非常に気になってきていることですけれども、その点を含めて議論できればなと思っていますけれど……如何でしょうか。

三品英憲

和歌山大学の三品です。小林さんのご報告について、お伺いしたいことがあります。小林さんのご報告は加藤弘之の議論に言及されていますが、レジュメでは、加藤が「清国は、外観は専制君主国であるが、その実、『デモクラド主義の政治』が行われているとした」とあります。しかしその少し下では、加藤は「『民主主義』が政治組織の混乱を招」いたと認識していたとも書かれています。これはつまり、加藤は同時代人として、中国では伝統的にデモクラシーが行われていたが、制度として民主主義を入れると混乱するのだというふうに認識していたということになります。だとすれば加藤は、もし彼が同時代の日本において民主主義あるいは立憲制の国家が上手く機能していると認識していたとすれば、その要因をどのように整理していたのかということが問題になるだろうと思います。これはある種の社会論だと思いますが、そのあたりをもう少し解説していただけたらと思います。

小林啓治

加藤について、頭の中に全文が入ってないので正確かどうか分からないのですけれども、文章の

中では、加藤はデモクラシーをデモクラート主義と言っています。立憲制とは反する意味でこの言葉は使われていたと思います。デモクラシーと立憲制は加藤の中では区別されていました。加藤においては、立憲制による国家統合は、デモクラート主義とは相反する意味を持っています。加藤だけではなく、他にも民主主義というのは政治の混乱を招くんだという議論をする論者がいます。立憲制と民主主義は親和的ではなく、相反するものとして認識されていたことが重要だと思います。彼らは、日本の現状に関して、議会制が上手くいってない、非常によくないと考えています。その理由は、民意なり世論の未成熟によって、あるべき政治の姿がゆがめられてしまうといったところにあるように思います。

また話が戻ってしまうかもしれないのですけれども、先ほど言われた立憲制と中国社会の受け 皿ということと関わって、一つだけ補足しておきます。議会制を導入したら、中国の場合は上手く いかないという議論があります。つまり、先ほど述べたように、日本でも上手くいってないのに、 中国で今すぐ導入したら上手くいくはずがないというわけです。その場合に、議会制の導入の困 難は、中国社会に固有の障害があると考えられているわけではなく、発展の度合いの問題としてと らえられています。発展の先後関係、すなわち社会が議会制を導入できる程度に進んでいるか遅 れているかという判断なのです。日本は国民教育を先にやって、これだけ導入の準備をしてやっ たのに、まだ上手くいってない、だとしたら中国はもっと遅れているのに今議会を導入したら、そ れこそダメだという議論なのです。それは日本と中国を全く別のタイプの社会としているのでは なくて、先進・後進の基準でとらえるという発想になっているんですね。全ての論者がそうだとい うのではないのですが、そういう認識も結構あるということだけ補足しておきたいと思います。

布川 弘

三品先生いかがですか。

三品英憲

はい、分かりました。立憲制と民主制についての私の理解が、加藤の理解とずれていたということが分かりました。ありがとうございました。

布川 弘

他には……?

勝部眞人

広島大学の勝部です。立憲制を考えていくうえでひとつの鍵は、やはり官僚制の問題ではないかという気がするのですが……。これまで曽田先生の本を読んだり議論をするなかで私自身があまりしっかりと考えてこなかったのですが、この時期中国で立憲制へと動き始めた時に、官僚の養成ということをどう考えようとしていたのかという問題です。

中国には科挙のように伝統的に官僚を養成するシステムを持っていたのだけれども、立憲制という動きになってくると、場合によると齟齬をきたす場面もあったのでしょうか……。実態的にそれがどう官僚を育成し、立憲制と調和させようとしていたのかということをお聞きしたいと思います。少なくとも日本では江戸時代に官僚機構というのがすでに機能していて、ある意味ではそれをベースにして、制度的には帝国大学という専門官僚を養成する機関が設置されていく。そ

の後文官任用令に守られて専門官僚が安定的に作られていき、第二次大戦後もそれが継承されていく。結果として国家の統治がきわめて安定化する反面で、しばしばビューロクラシーといった 事態を招くことも多く見られたように思われるわけです。そのあたり当時の中国で果たしてどう 議論され、あるいは具体的に専門官僚というのをどう養成しようとしたのか、少しお聞きしたいと 思います。

曽田三郎

これは、まずさしあたっては留学させるということですね。当初はあの帝国大学など、日本へ大量に留学させる。大雑把にいえば、第一次世界大戦期まではそれで人材を養成していく。第一次世界大戦あたりを境にして、あまり単純化してはいけないのですけれども、例えば私がいちばん考えやすいのは、外務官僚なのですけれども、当初は日本留学経験者が中心ですが、その後アメリカ経験者に代わっていく。おそらく国民政府時期になると、アメリカ留学が主流になる。そういう形で人材を作って運用していこうとしたのだと思います。

勝部眞人

その留学に登用される人材というのは、もともとは科挙に合格したような人材だったのでしょ うか。

曽田三郎

それはかなり多様性があって、私が扱っているこの時代でいうと、多かれ少なかれ、レベルはいろいろですけれども、科挙の受験勉強をした、さらに資格を得たという人たちがかなりいます。全くない者もいるでしょうが。

勝部眞人

制度的に日本の帝国大学のような機関を設置して官僚を養成する必要性といった議論はあまり 出てこないのでしょうか。

曾田三郎

もちろん京師大学堂、今の北京大学などはそういうつもりで作ったのでしょうけれども、ただ実際に運用できるという意味での人材がそうすぐに出来るわけではないし、あまり日本の帝国大学 法学部のように作ったとも聞いてはいないですね。誰か他に詳しい方がいれば、教えてほしいと思います。

布川 弘

あのそれに少し関わるのですけれども、憲政調査に関わるのは、挙人とか進士とかという科挙を 通った人、つまり科挙は廃止されるけれども、実際に憲政調査に参加する人たちの状況についてい うと、非常に柔軟ですよね。だから、清朝が持っている官僚システムの何か特徴というか、それは 非常にユニークでおもしろいなと思います。

曽田三郎

近代ヨーロッパの文官登用制度は、科挙がモデルになっているかもしれない。だって身分制に 全然縛られていないわけですから。

布川 弘

だけど、日本の場合だと幕藩体制が譜代門閥制に基づいて構成されていたわけだから、非常に大変だと思いますが、中国の場合も官制改革をやること自体は難しい課題なんだけれども、やっていく主体は結構柔軟なのかなという感じはしたんですけれども。

曽田三郎

いま布川さんが発言された、中国で立憲制が導入され、あるいはそれが憲政として運用されていく、勝部先生が言われたようなレベルで運用されていく状態が、今度は日本にどういうインパクトを与えたのかという、この質問に答えるのはなかなか難しいだろうと思います。ただ、可能性としてあり得るとするならば、私は回答を持ちあわせませんけれども、例えば、国民政府時期の中国統一化論争の中で、はたして法制的な要素がどれほど日本の中で取り入れて議論されていたのか。経済のことはかなりあったと思うのですけれども、そういう憲法に基づく政治制度がどう整備をされていっているのかという視角から、統一化論争というのがなされていたのかどうなのか、もし誰か知識をお持ちの方があれば、今の布川さんの質問に対する一つの答えが出るかなと思います。誰かいませんか。多分その局面くらいしか考えにくいと思います。

金子 肇

「五五憲法草案」と言って「中華民国憲法」の草案を日中戦争前に国民政府が作るんですが、それを戦前に日本の憲法学者の宮沢俊義らが分析しているんですよ。だから注目していたというのは確かなことで、それなりの評価もしています。ただ、憲法草案の内容が日本の側にインパクトとしてどう跳ね返ってくるのかという問題意識ではないと思うんですね。むしろ中国の今後の政治的な進み方との関わりで、これからどのような憲法草案を作っていくのかということで注目している、その意味で狙いは国民党の下での中国の方向性を見極めたいということだと思います。

曽田三郎

そこまでは一応は言っているのです。例えば純粋に世界の憲法案分析というごく学者的な問題 関心からやっているというところをもう少し超えて、この「五五憲法草案」というものが、この中 華民国、南京国民政府のもとでの中華民国をどのように作り上げようとしているのかというとこ ろまでは言っている。

金子 肇

多分言っていると思うんです。宮沢俊義らは「五五憲法草案」の確定案の分析だけではなくて、そこに至るまでには何段階・何種類も草案が起草されるわけなのですが、その段階でも宮沢らは草案の内容を分析した本を1冊出していますから、それは持続的に国民党の下でどのような国家が作られていくのか注目していたといえるだろうと思うんですね。

布川 弘

時間が5時半までということで、そろそろ収束する時間になってきました。

小池聖一

その前に投げかけられた問いについて、ずっと思い返していたのですけれども、第一次世界大戦 の話を曽田先生はされましたけれども、第一次世界大戦のときには、日本の国内にも参戦論、いわ ゆる開戦論者と、自重論者がいまして、加藤高明外相は強引に参戦するわけです。これに対して元 老山県有朋などは強引な参戦に非常に批判的であり、強引に参戦すれば、第一次世界大戦が終わったあとに、ひどい目にあうというのが山県の意見でした。しかし、山県の意見を押しつぶす形で加藤と大隈が突っ走ります。その時にどういうことが重要なポイントだったかというと、中国から列強がいなくなっていくから自由にやれるぞということが、21 か条という形になるわけですよね。その時に、袁世凱政権を日本がどのように考えていたのかというのが重要なポイントになると

思うのですけれども、当時大隈には袁世凱政権に対する基本的な認識が非常に欠けていたと思っています。加藤は袁世凱政権に対して、ある程度中国に対する一定の支配力があるので、これは押せば答えが出てくるだろうという考え方はあると思うのですが、大隈には当時、明確な袁世凱政権に対する認識があまりなかった。だから帝制でもいいですよといい加減なことをいったと、思っているわけです。ただ、大隈政権は攻撃されて最後は弱体化していきます。その過程で帝制をしていくというギリギリの段階で中国の参戦問題と関わってきます。日本は、中国に参戦させたくないわけですよね、要するに参戦してしまうと日本と同列になってしまうので、日本は利益を得ることができない。その参戦と袁世凱の帝制をイコールだと考えて、日本はああいう形のことを言っていたと考えるわけです。ですから、中国の参戦を阻止することの方に重要なポイントであって、それが同時に袁世凱を政権から引きずりおろすと、いうことが同時にきたのだろうと考えています。

布川 弘

有難うございます。それでは最後に曽田先生と有馬先生に一言ずつ感想をお願いして、閉めたいと思います。

有馬 学

最後にまた一言と言われると、また「始動」に戻ってしまうのですけれども、ご本人が俺は知らんと言われることに対して蒸し返して恐縮なのですが、私が非常に興味を持ってお伺いしたかったのは、それは政治過程のことではないので、この立憲制という形での近代国家に始動したという、その中国というのはどういう中国になっていくのかといいますか、これはちょっと変な言い方ですけれども、つまり曽田先生のお話の中で、国土問題ということをおっしゃられて非常に興味があるのです。つまり、蕃地、満州も含めたその全体を清朝から中華民国が継受する。そうすると、ある近代的な手続きといえるかどうかは分からないけれども、それなりの正統性を持った中華民国の国土の成立というふうになる。そのあとモンゴルが独立してしまうわけですけれども、今の中華人民共和国はやはり国土問題でいえば、そのまま継受しているわけです。そこでなぜ清朝マイナスモンゴルは OK で、マイナスチベットは駄目なのか、というようなことを言い出すと、現実政治的に複雑な話になってしまうのですけれども、そういうことも含めた、中国とは何か、どういう中国なのかという問題に、この立憲制に一歩踏み出すというスタートが、どういう影響を与えるのか、あるいはどういう中国というものを想定しつつ、始動をとらえるのかという、そういうことが少し頭の中をよぎって、非常に面白い問題ではないのかなと勝手に思ったので申し上げたわけです。先ほどの発言の補足です。

曾田三郎

今日の議論を聞いていて、感想が2点あります。一つはいま有馬先生がおっしゃられたことと繋がっているのです。始動という言葉にいろいろと質問をうけたのですけれども、途中を無責任にいろいろ飛ばしてしまうこととして、この問題は恐らく今の中国の問題でもあろうと思うのですね。どの新聞でいつだったか、もう記憶にないのですけれども、ジャスミン革命とよばれるもので、集まっていたら警官隊に拘束されたと、でも集会の権利は憲法に書いてあるのではないかと、その人はいったというのですね。憲法は機能しているのかという問題ですね。法を党が超えているのか、という問題でもあると思います。

したがって、私は歴史学者としてあくまでも史料に基づいて意見が言える時期というのは限られていますけれども、思いの中にはそういうものもあるということですね。で、もう一つは、私の本にそれなりに興味関心を持っていただける人がいるとするならば、私のこの本の根本的な思いというのは、先ほど笹川さんに答えたように、歴史学に国境があるわけではなくて、歴史の実態というのは恐らく我々が考えている以上に相互に入り組んでいるはずですね。だけれども、入り組んでいるものを、日本史です、中国史ですと我々が勝手に考えているだけのことだと思います。本当はそこに線があるわけではないのです。そういうことをもう一度、現実に立ち返って、あまり線を引かず、恐らくこれから先は、線を無くしていく努力をしないと、なかなか新しい歴史学は生まれてこないのではないでしょうか。だから、ぜひここに集まってくださっている方で、学者を目指している人たちには、そういう線を引かない歴史学というものに、どんどん挑戦をしてほしい。63歳の人間のお願いです。

布川 弘

どうも有難うございました。まだ発言されていない方も沢山いらして、是非言いたいという方もいらっしゃると思いますが、次、懇親会で思いっきり言って頂きたいと存じます。どうも不手際な司会で申訳ございませんでした。これでシンポジウムを閉じさせて頂きたいと存じます。どうも有難うございました。